

規制の事後評価書要旨

【別紙4-9】

法律又は政令の名称	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令
規制の名称	石綿の製造等に関する規制の見直し
規制の区分	新設、緩和
担当部局	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
評価実施時期	令和5年12月
事前評価時の想定との比較	本規制は、事前評価時点では全ての石綿の製造等が原則禁止されており、石綿の分析のための試料に用いられる石綿や石綿の使用状況の調査を行う者の教育に用いられる石綿が国内で不足してきていたため、これらの製造等を認めたもの。当該規制措置が実施されなかった場合、労働者等に遅発性疾患たる石綿肺等の健康障害を発生させた可能性が高い。建築物の解体作業時等の石綿の分析や調査を適切に行うため、石綿分析用試料等の製造許可制度は必要である。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>○遵守費用の把握 本規制により発生した遵守費用は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業主任者の選任(技能講習の受講料:数千円～) ・作業環境測定の実施(年間数万円～) ・特殊健康診断の実施(1人当たり年間数千円～) ・容器・包装への表示(1事業者当たり年間数万円～) ・SDSの交付(1事業者当たり数千円～) <p>○行政費用の把握 国において、石綿に係るモデルSDSは作成済みであることから、本規制の新設に伴う費用の増減はない。</p> <p>○効果(定量化)の把握</p> <p>【労働者への便益】 石綿粉じんのばく露の防止等により、職業がん等の発症による労働者の健康障害を防止することができる。</p> <p>【事業者への便益】 健康障害防止措置の実施による、労働災害発生件数の減少により、保険料負担コストを低減することができる。また、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながる。</p> <p>【国民全体への便益】 労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。</p> <p>○便益(金銭価値化)の把握 具体的な額として金銭価値化することは困難である。</p> <p>○副次的な影響及び波及的な影響の把握 副次的な影響及び波及的な影響は特にない。</p>
考察	行政の費用が増加することなく労働災害発生件数の減少による保険料負担コストの低減等の便益が得られることから、ばく露防止対策等の義務付けは妥当である。